

住所整理で日常を
もっともっと便利に

住所整理ニュース

矢野口・東長沼・百村

京王線以南地区

第9号～令和8年3月1日発行～

【市ウェブサイト】

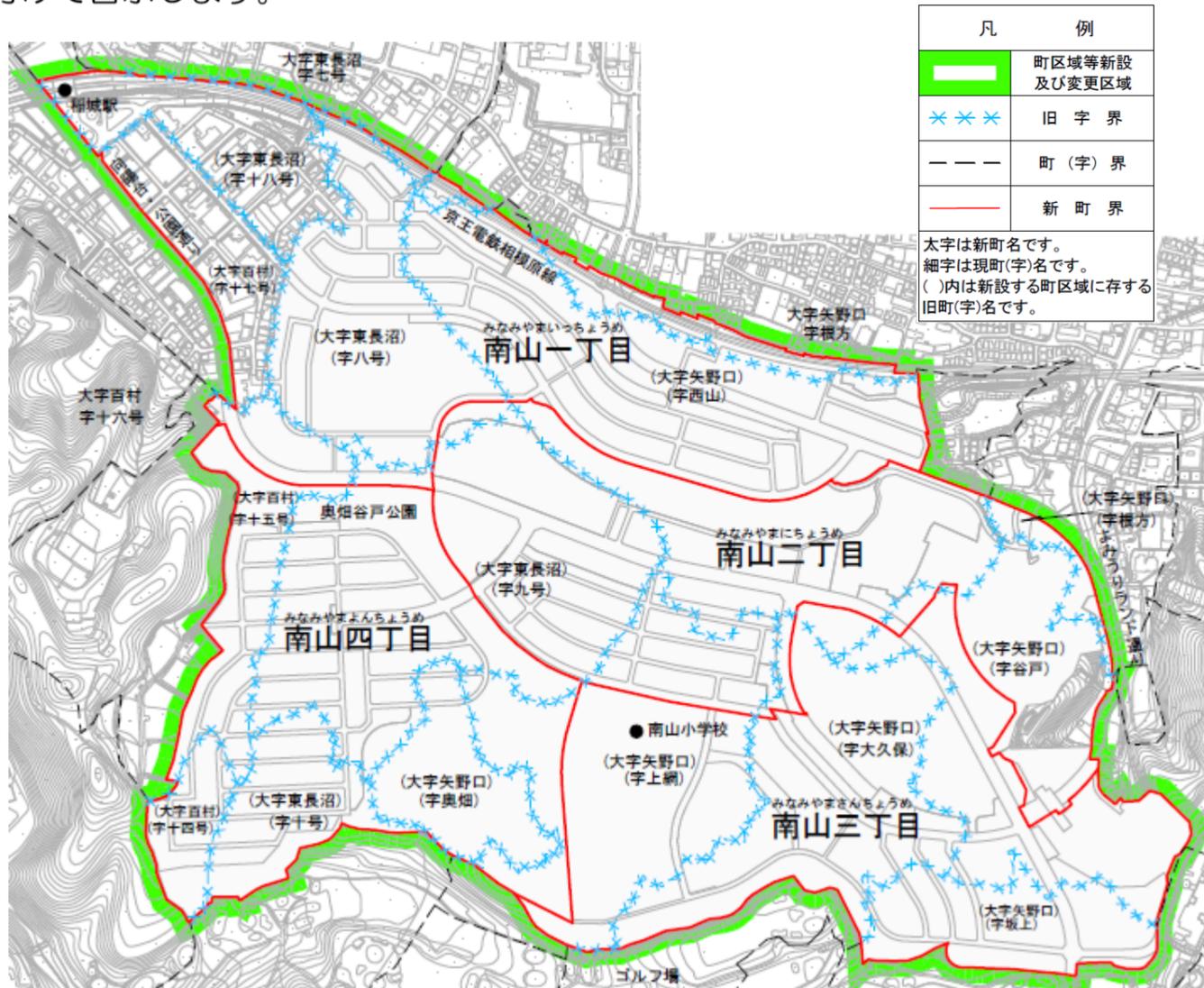


稲城市 都市建設部
まちづくり再生課
電話:042-378-2111
(内線 324)



新しい町の区域と名称を告示します

矢野口・東長沼・百村の3地区にまたがる本地区の住所整理に関し、令和7年第4回市議会定例会での議決を経て、新しい町の区域と名称を令和8年3月1日付けで告示します。



これまでの経過

住所整理審議会への諮問・答申 (令和7年8月7日)
学識経験者や住民代表等で構成される「稲城市住所整理審議会」へ、町区域の新設等について諮問し、原案のとおり実施することが適当との答申を受けました。

市議会での議決 (令和7年12月16日)
令和7年第4回稲城市議会定例会において、町区域の新設等に関する議案が審議され、可決されました。

告示 (令和8年3月1日)
地方自治法第260条第2項の規定に基づき、新しい町の区域と名称を告示します。

今後の予定

令和8年度以降 現地調査等の作業
令和9年度以降 住所変更手続きに関する説明会
住所変更実施
(南山東部土地区画整理事業の換地処分に併せて実施)

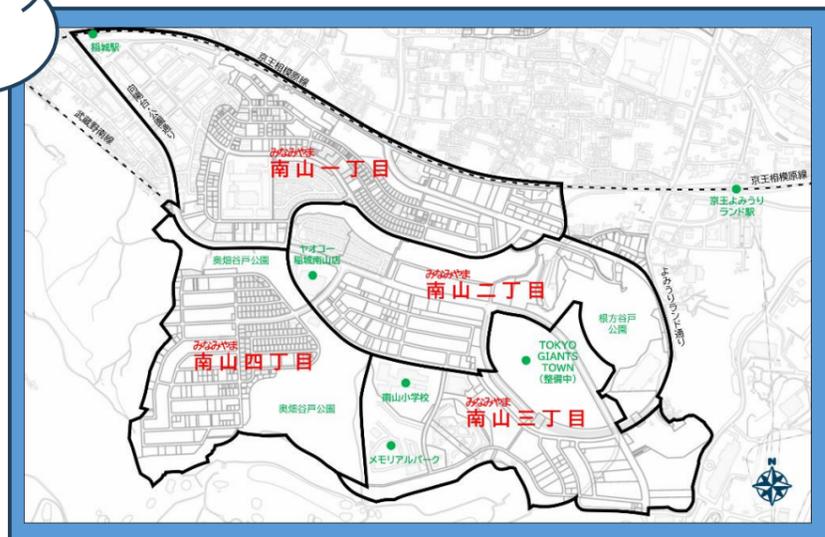
※ 現時点での予定であり、変更となる可能性があります。あらかじめご了承ください。

実際に住所が変更になるのは、令和9年度以降です。
現時点では、令和10年3月頃を予定しています。

住所整理に関するQ&A

Q. 1 住所整理を実施すると、どうなるの？

住所整理の一番のメリットは、住所がわかりやすく整理されることです。道路などに沿って規則正しく割り振られた住所になると、「大体の場所」がイメージしやすくなります。これにより誤配等がなくなるほか、初めて訪れる方にもわかりやすい住所となります。



具体的には、以下のような効果が見込まれます。

パトカーや救急車などの緊急車両の到着が早くなります。



郵便物や宅配便等の誤配・遅配が起こりにくくなります。



訪問される方が目的地を探しやすくなります。



災害時にお住まいの方の安否確認等が容易になります。



Q. 2 何か、手続きが必要になるの？

住所整理の実施に伴い、住所変更の手続きが必要になります。

手続きが必要になるものは、

- 運転免許証
- 登記簿の所有者住所
- マイナンバーカード
- 各種免許、許可、資格などです。



お手数をおかけいたしますが、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

Q. 3 今すぐ、何かしなければならないの？

住所変更の手続きは、住所整理の実施後にご対応いただくこととなります。このため、今すぐに、何かしていただくかなければならないことはありません。

住所整理の実施が近づきましたら、改めて資料を送付させていただくとともに、住所変更手続きに関する説明会を開催する予定です。



★ これまでの検討経過等については市ウェブサイトをご確認ください ★

お問い合わせ

これまでの住所整理ニュース等は稲城市ホームページからご覧いただけます。

稲城市ホームページ>まちづくり・環境>まちづくり・景観>
住所整理>矢野口・東長沼・百村京王線以南地区の住所整理

稲城市 都市建設部 まちづくり再生課 ☎ 042-378-2111 (内線 324)